「子どもの幸せ応援基金（はぴとも基金）助成事業」実施要項（２０２２年度）

【目　的】

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会子どもの幸せ応援基金設置規程（以下、「規程」という。）第４条に定める基金による事業のうち「子どもおよび子育て世帯に関わる事業や取組等を行う団体の支援にかかる事業」に対し助成することにより、彦根市内において子どもや子育て世帯が幸せに暮らせる地域づくりの実現を図ることを目的とする。

【助成対象事業】

上記の目的の達成に向けて実施される次の（１）～（４）の事業とする。

（１）クラウドファンディング・ファーストチャレンジ応援助成

（２）ベビー＆キッズ用品、学用品リユース活動応援助成

（３）フードバンク＆フードパントリー活動応援助成

（４）学校長期休暇中のお弁当配布活動応援助成

※各助成の対象団体、要件等は次ページ以降のとおり〔（１）～（４）共通事項を含む〕

（１）～（４）共通事項

〇以下の団体は**助成対象外**とする。

・自治会（町内会）や子ども会、自主防災組織等地縁により結成された団体

・事業または活動にかかる自己資金等が潤沢であるなど、助成の必要性が認められない団体

〇以下の事業または活動は**助成対象外**とする。

・既に完了している事業または活動（ただし、申請時点で継続して実施中の場合は可とする）

・事業または活動の対象者が小地域（自治会域）や実施団体の構成員のみなど、助成による成果が限定的な事業

〇本助成を受けて実施する事業または活動においては、**「子どもの幸せ応援基金（はぴとも基金）」の活用事業であることのＰＲへ協力すること**を必須とする。

※ＰＲにあたっては、本基金のロゴマークのデザインデータを活用してください。

〇助成により実施された事業または活動について、市内での推進・拡充へつなげていくため、事業または活動の実施中や完了後に本会職員が参加する場合があるほか、本会が主催するフォーラム等の場で事業または活動の成果報告をしていただく場合があるのでご了承ください。

【申請の受付期間】　　2023 年２月末まで随時

受付時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日曜日および祝日を除く）

※申請書等の様式は、問い合わせいただいた後に本会よりお渡しするため、お手数ですが、本要項最終ページ記載の問い合わせ先までご連絡ください。

（１）クラウドファンディング・ファーストチャレンジ応援助成

【対象団体】

市内で子どもや子育て世帯の幸せにつながる事業を実施する団体

※団体の法人格は問わない。（個人は対象外）

※任意団体については、次の要件を満たす場合に限る。

・事業が継続的に行われていること

（新たに事業の立ち上げを行う団体に当たっては継続的な事業計画を有していること）

・団体の構成人数が５名以上であること

【助成要件】

次のすべての要件を満たす子どもや子育て世帯の幸せにつながる事業

・市内で行われる事業であり、市内在住者であれば原則誰でも参加できること

・営利を目的とする事業ではないこと（ただし、寄付金の募集は除く）

・公序良俗に反するもの、宗教的・政治的活動によるものではないこと

・事業の継続性に対する明確なビジョンがあること

（単に物品の購入やイベント開催のみなど継続性が認められない事業は対象外とする）

・本助成以外に国、県、市、市社協からの助成を受ける事業ではないこと

・事業実施における安全確保などに必要な管理や手続き等を行っていること

・彦根市シティプロモーション戦略推進委員会の連携サポートを受けていること

【対象経費および助成額】

クラウドファンディング（以下「ＣＦ」という。）への１回目のチャレンジにかかる手数料

ＣＦ対象となる年数１年間につき　上限５万円

※対象期間の設定上限は３年まで（助成の上限１５万円）

例）２０２２年～２０２４年にかかる事業　　上限１５万円

※実際にＣＦを実施後に集まった寄付額から差し引かれる手数料への補填とし、ＣＦが不成立の場合は助成を行わない。

【申請および交付手続】

①助成金を受けようとする団体は、ＣＦ開始前までに市社協へ事業概要のわかる書類を持参してください。（助成対象となるかの事前審査を行うため）

※ＣＦの実施に関しては、彦根市シティプロモーション戦略推進委員会の連携サポートを受けていただくことを要件としているので、並行して手続等を進めてください。

↓

②事前審査の結果、助成対象となる場合には、次の各書類を準備してください。

※書類の提出はＣＦの成立後

〈準備書類〉

１．クラウドファンディング・ファーストチャレンジ応援助成　交付申請書

２．事業概要のわかる資料（ＣＦに使用する資料の写しなど）

３．団体等概要書

・事業が継続的に行われていることがわかる書類（直近の事業報告書・収支決算書の写し、事業チラシなど）

・新たに事業の立ち上げを行う団体に当たっては事業の継続性を示す計画書

・団体の構成員名簿（人数が５名以上であることがわかる資料）

４．クラウドファンディング・ファーストチャレンジ応援助成　交付請求書

↓

③ＣＦの成立後、②の書類に“ＣＦによる寄付および手数料の額がわかる資料”を添付し、市社協へ提出してください。

↓

④書類内容を審査し助成要件等を満たす場合には、市社協から申請団体へ「助成決定通知書」を送付するとともに、指定口座へ助成金の振込みを行います。

※審査および振込みには１か月程度かかる場合があるほか、内容によっては減額等になる場合があるのでご了承ください。

【事業報告等】

報告にあたっては、事業の完了時（複数年にわたって実施する場合は、各年度末）に次の各書類を市社協へ提出してください。

〈提出書類〉

１．クラウドファンディング・ファーストチャレンジ応援助成　事業報告書

２．事業結果のわかる資料（事業報告書など）

３．事業の様子を記録した写真（広報紙等へ掲載可能なもの）

４．助成対象の事業であることをＰＲしたチラシ、広報紙等

（2）ベビー・キッズ用品、学用品リユース活動応援助成

【対象団体】

市内でベビー・キッズ用品、学用品リユース活動を実施する団体

※市社協にボランティアグループ登録を行っている団体のみ

【助成要件】

次のすべての要件を満たす子どもや子育て世帯の幸せにつながる事業

・市内で行われる活動であり、市内在住者であれば原則誰でも参加できること

・原則、2023 年３月末までに活動が完了すること

・営利を目的とする活動ではないこと（ただし、寄付金の募集は除く）

・公序良俗に反するもの、宗教的・政治的活動によるものではないこと

・本助成以外に国、県、市、市社協からの助成を受けるものではないこと

（ただし、助成金の用途について、他の助成金と明確に区分可能な場合は除く）

・リユース品の安全管理や参加者の安全確保などに必要な管理や手続き等を行っていること

【助成額】

市域を対象とする場合　　年間　上限５万円

学区域（小・中学校区）を対象とする場合　年間　上限２万円

※同一区域で複数の団体が実施する場合、それぞれを合計した額が上限額とする。

【対象経費】

活動に要する経費のうち、次に揚げる経費

消 耗 品 費：活動に直接要する消耗品、衛生品等の購入代

印刷製本費：活動に必要なチラシ、資料などの印刷および製本代

通信運搬費：電話等の使用料、切手・ハガキ代など通信・運搬にかかる費用

保　険　料：ボランティア活動保険や行事用保険の保険料

諸　謝　金：活動への協力者等に対する謝金（団体構成員に対するものは対象外）

旅費交通費：活動に係る団体構成員の交通費

賃　借　料：活動に必要な器具、備品および会場等の賃料

備　品　費：活動に直接必要な備品の購入費（他の用途への汎用性が高い備品は対象外）

〔対象外の経費の例〕

・他目的でも使える備品（テレビ・長机・イス・パソコン・プリンター・プロジェクター等）

・食事等にかかる飲食費

・景品のうち図書券や商品券（金銭と同様とみなされるもの）、１件あたりが高価なもの

【申請および交付手続】

①助成金を受けようとする団体は、市社協へ次の各書類を提出してください。

※助成を受けられる団体は、市社協にボランティアグループ登録を行っている団体のみのため、登録がまだの場合は事前に手続きを済ませてください。

〈提出書類〉

１．ベビー＆キッズ用品、学用品リユース活動応援助成　交付申請書

２．事業計画書

３．事業予算書

↓

②書類内容を審査し助成要件等を満たす場合には、市社協から申請団体へ「助成決定通知書」および「交付請求書」を送付します。

↓

③市社協へ交付請求書の提出があり次第、指定口座へ助成金の振込みを行います。

※審査および振込みにはそれぞれ２週間程度かかる場合があるほか、内容によっては減額等になる場合があるのでご了承ください。

【実績報告等】

報告にあたっては、活動の完了時に次の各書類を市社協へ提出してください。

〈提出書類〉

１．ベビー＆キッズ用品、学用品リユース活動応援助成　実績報告書

２．事業報告書

３．事業決算書

４．活動の様子を記録した写真（広報紙等へ掲載可能なもの）

５．助成対象の活動であることをＰＲしたチラシ、広報紙等

（3）フードバンク・フードパントリー活動応援助成

【対象団体】

市内でフードバンク・フードパントリー活動を実施する団体

※市社協にボランティアグループ登録を行っている団体のみ

【助成要件】

次のすべての要件を満たす子どもや子育て世帯の幸せにつながる事業

・市内で行われる活動であり、市内在住者であれば原則誰でも参加できること

・原則、2023 年３月末までに活動が完了すること

・営利を目的とする活動ではないこと（ただし、寄付金の募集は除く）

・公序良俗に反するもの、宗教的・政治的活動によるものではないこと

・本助成以外に国、県、市、市社協からの助成を受けるものではないこと

（ただし、助成金の用途について、他の助成金と明確に区分可能な場合は除く）

・食品の安全衛生や参加者の安全確保などに必要な管理や手続き等を行っていること

【助成額】

市域を対象とする場合　　年間　上限５万円

学区域（小・中学校区）を対象とする場合　年間　上限２万円

※同一区域で複数の団体が実施する場合、上限額はそれぞれの合計額とする。

【対象となる経費】

活動に要する経費のうち、次に揚げる経費

消 耗 品 費：活動に直接要する消耗品、衛生品等の購入代

印刷製本費：活動に必要なチラシ、資料などの印刷および製本代

通信運搬費：電話等の使用料、切手・ハガキ代など通信・運搬にかかる費用

保　険　料：ボランティア活動保険や行事用保険の保険料

諸　謝　金：活動への協力者等に対する謝金（団体構成員に対するものは対象外）

旅費交通費：活動に係る団体構成員の交通費

賃　借　料：活動に必要な器具、備品および会場等の賃料

備　品　費：活動に直接必要な備品の購入費（他の用途への汎用性が高い備品は対象外）

〔対象外の経費の例〕

・他目的でも使える備品（テレビ・長机・イス・パソコン・プリンター・プロジェクター等）

・食事等にかかる飲食費

・景品のうち図書券や商品券（金銭と同様とみなされるもの）、１件あたりが高価なもの

【申請および交付手続】

①助成金を受けようとする団体は、市社協へ次の各書類を提出してください。

※助成を受けられる団体は、市社協にボランティアグループ登録を行っている団体のみのため、登録がまだの場合は事前に手続きを済ませてください。

〈提出書類〉

１．フードバンク＆フードパントリー活動応援助成　交付申請書

２．事業計画書

３．事業予算書

↓

②書類内容を審査し助成要件等を満たす場合には、市社協から申請団体へ「助成決定通知書」および「交付請求書」を送付します。

↓

③市社協へ交付請求書の提出があり次第、指定口座へ助成金の振込みを行います。

※審査および振込みにはそれぞれ２週間程度かかる場合があるほか、内容によっては減額等になる場合があるのでご了承ください。

【実績報告等】

報告にあたっては、活動の完了時に次の各書類を市社協へ提出してください。

〈提出書類〉

１．フードバンク＆フードパントリー活動応援助成　実績報告書

２．事業報告書

３．事業決算書

４．活動の様子を記録した写真（広報紙等へ掲載可能なもの）

５．助成対象の活動であることをＰＲしたチラシ、広報紙等

（４）学校長期休暇中のお弁当配布活動応援助成

【対象団体】

市内で“学校の長期休暇中にかかるお弁当配布活動”を実施する団体

※市社協にボランティアグループ登録を行っている団体のみ

【助成要件】

次のすべての要件を満たす子どもや子育て世帯の幸せにつながる事業

- 学校給食がない長期休暇中（夏休み、冬休み、春休み）に行われる活動であること
- 十分な栄養がある食事がとれない子どもを主な対象としていること
- 学校や市関係課と連携し、ニーズ把握や配布の体制など、確実に対象とする子どもにお弁当を届ける仕組みがあること
- 市内で行われる活動であること
- 原則、2023 年３月末までに活動が完了すること
- 営利を目的とする活動ではないこと（ただし、寄付金の募集は除く）
- 公序良俗に反するもの、宗教的・政治的活動によるものではないこと
- 本助成以外に国、県、市、市社協からの助成を受けるものではないこと

（ただし、助成金の用途について、他の助成金と明確に区分可能な場合は除く）

- 食品の安全衛生や参加者の安全確保などに必要な管理や手続き等を行っていること

【助成額】

お弁当１食につき　250 円

市域を対象とする場合　　年間　上限５万円

学区域（小・中学校区）を対象とする場合　年間　上限２万円

※同一区域で複数の団体が実施する場合、上限額はそれぞれの合計額とする。

【対象となる経費】

お弁当（お菓子や飲み物など、食事に属するものを含む）にかかる経費

【申請および交付手続】

①助成金を受けようとする団体は、市社協へ次の各書類を提出してください。

※助成を受けられる団体は、市社協にボランティアグループ登録を行っている団体のみのため、登録がまだの場合は事前に手続きを済ませてください。

〈提出書類〉

１．学校長期休暇中のお弁当配布活動応援助成　交付申請書

２．事業計画書

３．事業予算書

↓

②書類内容を審査し助成要件等を満たす場合には、市社協から申請団体へ「助成決定通知書」および「交付請求書」を送付します。

↓

③市社協へ交付請求書の提出があり次第、指定口座へ助成金の振込みを行います。

※審査および振込みにはそれぞれ２週間程度かかる場合があるほか、内容によっては減額等になる場合があるのでご了承ください。

【実績報告等】

報告にあたっては、活動の完了時に次の各書類を市社協へ提出してください。

〈提出書類〉

１．学校長期休暇中のお弁当配布活動応援助成　実績報告書

２．事業報告書

３．事業決算書

４．活動の様子を記録した写真（広報紙等へ掲載可能なもの）

５．助成対象の活動であることをＰＲしたチラシ、広報紙等

【事業の変更】

申請または交付決定した事業（活動）内容を変更しようとするとき、または中止もしくは廃止しようとするときは、「子どもの幸せ応援基金（はぴとも基金）助成事業（変更・中止・廃止）申請書」を市社協へ提出し、承認を得てください。

【助成金の返還】

助成決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成金の全額または一部の返還を命ずることがあります。

・虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき
・対象外経費に助成金が使われていたとき
・事業や活動報告が申請内容と異なっていたとき
・その他、当該要項に違反したとき

【本要項の適用】

本要項に基づく助成は、２０２２年度に実施される事業または活動を対象とし、２０２２年４月に遡って適用することとします。ただし、助成金の申請時点で、すでにすべての事業または活動が完了している場合は、助成対象外とします。

【その他】

本要項に記載のない事項や不明な点などがあれば、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会　地域づくりボランティアセンター
〒522-0041　彦根市平田町６７０　TEL：２２－２８２１　　FAX：２２－２８４１
E-Mail：hapitomo@hikone-shakyo.or.jp